

令和7年分年末調整の留意事項①

令和7年度税制改正により、「年収の壁」に関する制度が大きく見直され、所得税の課税ラインや各種控除の適用要件が変更され、年末調整において会社の従業員が提出する申告書の様式や記載内容が複雑化されています。

令和7年分の年末調整まで少し時間がありますが、改めて改正の内容について今月と翌月の2回にわたってまとめてみました。

1 基礎控除の見直し（最大95万円）

① 下記の通り、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注3))	基礎控除額	
	改正後 ^(注1)	
	令和7・8年分	令和9年分以後
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円 ^(注2)	
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円 ^(注2)	58万円
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円 ^(注2)	
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	63万円 ^(注2)	
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円	
		48万円

(注)1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

② 基礎控除額の改正に伴い、令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

2 給与所得控除の最低保障額の引上げ（65万円）

① 下記の通り、給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

(注) 給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

② 給与所得控除の改正に伴い、令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」及び令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。